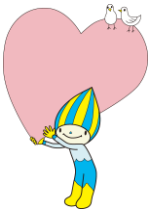
１１月は
「こども・女性かがやき月間」です





岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和８年１１月５日（木）　岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
男女共同参画推進課	男女共同参画係	松井	内線　3574 直通　058-272-8236 FAX　058-278-2611

＜こども・女性かがやき月間＞
「女性に対する暴力をなくす運動」に関する啓発活動を実施します

県では、１１月を「こども・女性かがやき月間」として、こども・子育て世帯への支援の充実、児童虐待の防止、女性の活躍の推進に向けた様々な取組を展開しています。

このたび、国が実施する「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて、下記のとおり啓発活動を実施しますので、お知らせします。

記

１　展示啓発

（１）県図書館（岐阜市宇佐４－２－１）

日時：令和８年１１月１２日（木）～２５日（水）
　　平日（火曜日から金曜日）９時００分～２０時００分
　　土曜日・日曜日・祝日　　９時００分～１８時００分
　　※１１月１６日（月）、２４日（火）は休館日。
場所：１階閲覧室
内容：女性の人権尊重に関する啓発図書を展示

（２）マーサ２１（岐阜市正木中１－２－１）

日時：令和８年１１月１６日（月）～２０日（金）
　　１０時００分～２１時００分（最終日は１６時００分まで）
場所：東館１階 Green Parks fuuwa 店前
内容：ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に関するパネル等を展示

２　街頭啓発

岐阜県中央子ども相談センターと連携し、オレンジリボン運動に合わせて児童虐待防止及びＤＶ防止の啓発グッズを配布します。

（１）イオンモール各務原インター（各務原市那加萱場町３－８）

日時：令和８年１１月２０日（金）　１１時００分～１２時３０分
場所：１階ノースコート

（２）マーサ２１（岐阜市正木中１－２－１）

日時：令和８年１１月２０日（金）　１５時００分～１６時３０分
場所：北館１階西入口前、東館１階南入口前

３　岐阜県庁舎のライトアップ

日時：令和８年１１月１９日（木）～２５日（水）１８時００分～２２時００分
内容：岐阜県庁舎を「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルカラーであるパープルにライトアップ

４　その他

このほか、配偶者暴力相談支援センター（各県事務所福祉課及び岐阜地域福祉事務所）、各市町村において啓発活動を実施します。

詳細は女性相談支援センターホームページ上に掲載します。
（https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/22310/）

＜こども・女性かがやき月間＞

県では、「秋のこどもまんなか月間」及び「男女共同参画推進強調月間」が重なる１１月を、県独自の取組として「こども・女性かがやき月間」と位置付け、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成と、男女共同参画の理解促進を図るため、様々な取組を展開

〇こどもまんなか月間

・令和５年度にこども家庭庁が、社会全体でこどもや子育て世帯を支える気運を高めることを目的に、毎年、春（５月）と秋（１１月）を「こどもまんなか月間」として位置づけ
・平成１６年度から実施されてきた「児童虐待防止推進月間」の取組を引き継ぎ、「秋のこどもまんなか月間」の一環として「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施

〇男女共同参画推進強調月間

・「男女共同参画社会基本法」の施行を受け、平成１５年度に制定した「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」において、毎年１１月を「男女共同参画推進強調月間」として位置づけ

＜女性に対する暴力をなくす運動＞

平成１３年から、地方公共団体、関係団体、有識者等との連携・協力のもと、社会の意識啓発等の取組を一層強化するとともに、人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、毎年１１月１２日から２５日（１１月２５日は女性に対する暴力撤廃国際日）までの２週間実施するもの。

